第十五・三条　反競争的行為に対する取組による競争の促進

1　各締約国は、自国の法令に従い、特に反競争的行為に対する取組により競争を促進するために適当と認める措置をとる。

2　1に規定する措置は、透明性、無差別待遇及び手続の公正な実施の原則に適合するものでなければならない。

第十五・四条　国有企業

両締約国は、前条の規定に加えて、競争の促進と他の政策目的との間の関係に留意しつつ、企業が国有企業であるという理由のみで政府が当該企業に対し競争上の利益を与えることのないようにすることを確保するよう努めることが競争の促進に寄与し得ることを認める。

第十五・五条　反競争的行為に対する取組に関する協力

1　両締約国は、更なる競争の促進のために協力することの重要性を認める。

2　両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自国の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為に対する取組による競争の促進について協力する。

3　協力は、情報の交換、執行活動の通報及び調整並びに協議を含むことができるが、これらに限られない。

4　この条の規定を実施するための詳細な協力に関する取決めは、両締約国の競争当局間で行うことができる。

第十五・六条　消費者の保護に関する協力

両締約国は、それぞれの区域における消費者の福祉を向上させるために消費者の保護に関連する事項について協力することの重要性を認める。したがって、両締約国は、適当な場合には、公に利用可能な情報及び経験を交換すること等により、消費者の保護に関連する事項について協力する。

第十五・七条　協議

両締約国は、競争法を執行する各競争当局の独立性を尊重することの重要性を認めつつ、いずれかの締約国の要請があった場合には、この章の規定に関連して生ずることがあるいかなる事項についても、相互に協議する。

第十五・八条　情報の秘密性

1　各締約国の競争当局は、自国の法令に従い、他方の締約国の競争当局との間で情報を共有することができる。

2　公に利用可能でない情報を受領する締約国の競争当局は、当該情報を交換する場合における秘密の保護の重要性を認めつつ、当該情報を提供する締約国の競争当局が課する条件に従ってのみ当該情報を利用し、又は開示することができる。

3　一方の締約国の競争当局から他方の締約国の競争当局に提供される情報については、当該他方の締約国の裁判所又は裁判官が行う刑事手続において提示するために使用してはならない。ただし、当該情報が、当該他方の締約国の要請に応じ、外交上の経路又は両締約国の国内法令に従って設けられたその他の経路を通じて刑事手続における使用のために提供された場合は、この限りでない。

4　この条の規定は、この章の規定に従って提供された情報を受領した締約国の法令が要求する限りにおいて、当該情報の使用又は開示を行うことを妨げない。一方の締約国の競争当局は、可能な限り、当該情報を提供した他方の締約国の競争当局に対し当該使用又は開示について事前に通報する。

第十五・九条　第十九章（紛争解決）の規定の不適用

第十九章（紛争解決）に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第十六章　知的財産

第十六・一条　一般規定

1　各締約国は、この章の規定に従い、知的財産の十分にして効果的かつ無差別な保護を与え、及び確保し、自国の知的財産に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進し、並びに侵害（不正使用及び違法な複製を含む。）に対する知的財産権の十分かつ効果的な行使のための措置をとる。

2　各締約国は、両締約国が締結している知的財産に関する国際協定に基づく権利及び義務を再確認する。

3　各締約国は、知的財産に関する制度を調和させるに当たり、様々な場における国際的な努力に参加するよう努める。

第十六・二条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「知的財産」とは、次のものをいう。

(i)　貿易関連知的所有権協定において定義され、又は規定されている著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許、集積回路の回路配置並びに開示されていない情報の保護

(ii)　ＵＰＯＶ条約において定義され、又は規定されている植物の新品種

(b)　「国民」とは、貿易関連知的所有権協定第一条におけるものと同一の意味を有するものとする。

(c)　「パリ条約」とは、千八百八十三年三月二十日にパリで作成され、その後改正された工業所有権の保護に関するパリ条約をいう。

(d)　「ＵＰＯＶ条約」とは、千九百六十一年十二月二日にパリで作成され、その後改正された植物の新品種の保護に関する国際条約をいう。

第十六・三条　内国民待遇

1　一方の締約国は、知的財産の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。ただし、貿易関連知的所有権協定に規定する例外については、この限りでない。

2　両締約国は、司法上及び行政上の手続（締約国の管轄内における送達の住所の選定又は代理人の選任を含む。）に関し、1の規定に基づいて認められる例外を援用することができる。ただし、その例外がこの章の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要であり、かつ、その例外の実行が貿易に対する偽装された制限とならない態様で適用される場合に限る。

注釈　この条の規定の適用上、「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響を及ぼす事項並びに特にこの章の対象となる知的財産権の使用に影響を及ぼす事項を含む。さらに、この条の規定の適用上、「保護」には、第十六・十二条1に規定する効果的な技術的手段の回避の禁止を含む。

第十六・四条　手続事項の簡素化

各締約国は、自国の知的財産に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとる。

第十六・五条　知的財産権の取得及び維持

1　いずれの締約国も、特許の出願、植物の新品種及び商標の登録出願並びに意匠の登録出願又は登録についての実体審査に関し、当該出願、登録出願又は登録を拒絶する理由を出願人に書面により通知することなく、また、その拒絶の決定の前に少なくとも一度、当該出願、登録出願又は登録を修正し、及び当該出願人の意見を書面により提出する機会を当該出願人に与えることなく、当該出願、登録出願又は登録を拒絶してはならない。各締約国は、審査した出願、登録出願又は登録を拒絶する場合には、出願人がその拒絶の決定に対して不服を申し立てる機会を有することを確保する。

2　各締約国は、自国の法令に従い、特許の付与又は植物の新品種、商標若しくは意匠の登録について、適当な場合にそれらの審査、見直し、訂正、異議申立て、無効の決定、抹消又は取消しを行うために、司法裁判所若しくは行政裁判所又は司法上若しくは行政上の手続を維持する。

第十六・六条　透明性

各締約国は、自国の知的財産に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従い、次のことを行うために適切な措置をとる。

(a)　次の事項に関する情報をインターネットその他の方法で公開し、並びに次に掲げる出願、登録出願、付与及び登録に関する一件書類に含まれている情報を公に利用可能なものとすること。

(i)　特許の出願

(ii)　特許の付与